

深夜における酒類提供飲食店営業の新規開始届出に必要な書類

【個人・法人共通書類】

1 深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書

2 営業の方法を記載した書類

3 店の図面

(1) 営業所の図面

(2) 求積図

(3) 立面図



平面図



求積図



立面図

(注) 県警HP内のPDFファイル等に接続します。パケット代金等の通信料金は接続者のご負担となります。(下部QRコードも同じ)

※営業所面積～客室のほか、専ら当該営業の用に供する調理室、クローク、廊下、洗面所、従業員の更衣室等の場所をいいます。

※客室～通常お客さんが飲食のために利用する場所をいいます。

カウンター上全体を含みます。

カウンター内、厨房、トイレ、廊下等は除きます。

(客室の床面積は、一室の床面積を**9.5平方メートル以上**とすること。

但し、客室が一室である場合は、この限りではありません。)

※つい立て、ソファ、テーブル等の設備については立面図及び個数も記載して下さい。

4 照明・音響設備の配置図

(照明・音響器具の種類、ワット数、配置箇所、個数)

※客室内が**20ルクス**以下としないようにお願いします。(スライダックスは不可)

5 用途地域証明書 (法定外書類)

6 営業許可通知書の写し (法定外書類)

福岡市中央保健所発行のもの

7 メニュー表 (法定外書類)

8 あれば従業員名簿 (法定外書類)

9 中央署独自の誓約書

【個人営業の場合】

10 住民票 (本籍が記載されたもの)

【法人営業の場合】

11 法人の定款の写し

尚、写しは、謄本証明をお願いします。

例～「本謄本は原本に相違ありません 令和〇年〇月〇日 株式会社 〇〇 印

12 法人の登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)～法務局が発行するものです。

13 住民票 (本籍が記載されたもの、法人登記簿謄本に記載の役員**全員分**～監査役含む)

※注意事項

- 書類は黒色ボールペンで読みやすい字体で正確に記載してください
- 訂正については修正液等の使用はせず、**間違った箇所を二本線で消してください**
- 書類の提出は平日(土・日・祝日除く)**午前9時から午後4時00分**までです。
- 届出書は、営業開始の10日前までの提出です。(受理後の**10日後**から営業可能)
- 書類は、全て発行年月日**3ヶ月以内**が有効です。

【様式】



営業の方法



開始届出書